

介護サービス情報の公表制度とは

介護保険法に基づき、平成18年4月からスタートした制度。
利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に
選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。

※「介護サービス情報公表システム」を使って、インターネットでいつでも誰でも情報を入手することが可能。
平成26年度9月時点で、全国約19万か所の事業所情報が公表されている。

介護サービス情報公表制度のしくみ



介護サービス情報公表システム月次アクセス数

1. ひと月あたり平均アクセス数

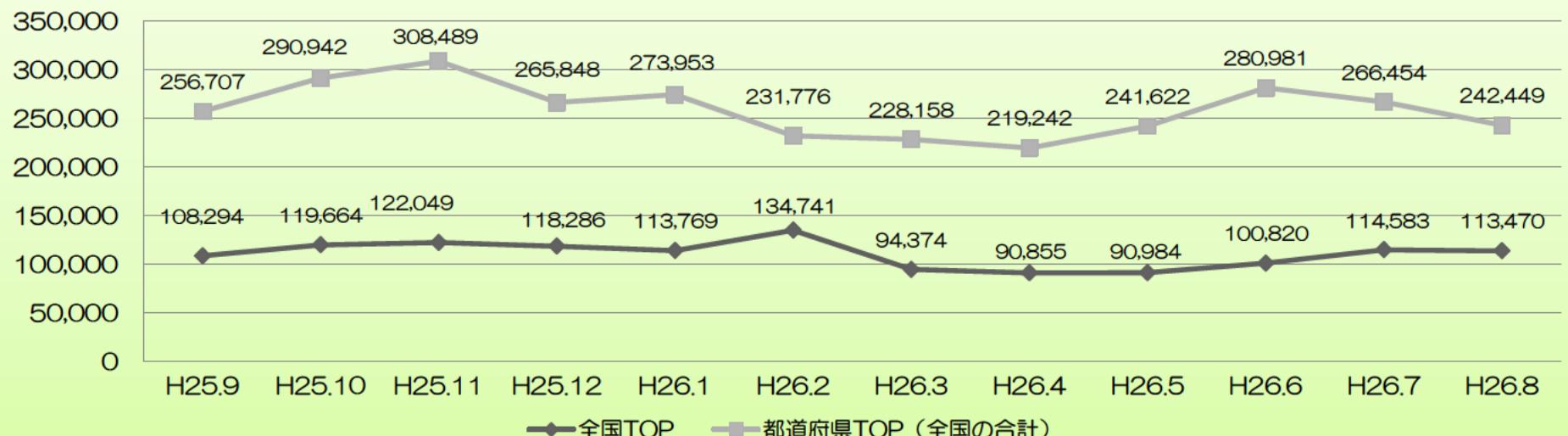
※現行システムは直近1年間の平均値

	全国TOP	都道府県TOP (全国の合計)	事業所情報 検索結果一覧	事業所情報比較	事業所の概要
現行システム	125,364	355,548	2,317,647	4,937	1,767,540
旧システム		257,926			

※現行システムは、「見やすさ、使いやすさ、分かりやすさ」の観点から、それまでのシステムを抜本的に改善し、平成24年10月から稼働している。

2. 月次アクセス数の推移

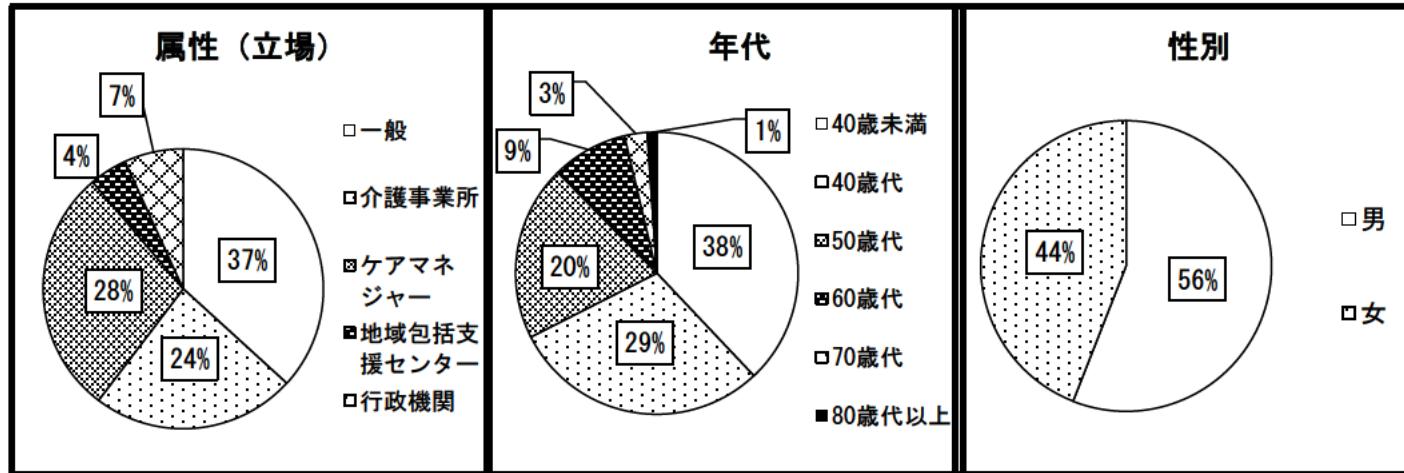
介護サービス情報公表システム 一月次アクセス数の推移一



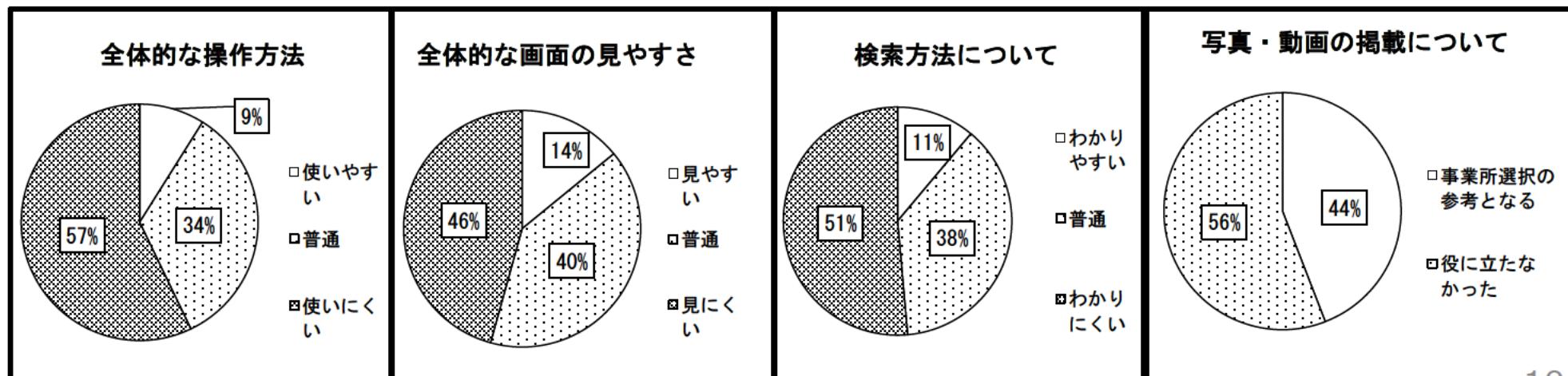
(概要) 情報公表システムアンケート集計結果

■集計期間：平成24年10月1日～平成26年1月31日 ■集計客体数：1,278件

1. 回答者の属性



2. 回答者の情報公表システムに対する感想



○ 本検討会の目的

介護サービス情報の公表制度（以下、「情報公表制度」という。）の現状と課題を把握するとともに、2025年を目指とした地域包括ケアシステム構築へ向けた取組の推進に向けて、今後の情報公表制度の利活用方策について検討を行う。

1. 地域包括ケアシステム構築に向けた施策との連動

- 地域包括ケアシステムの実現を情報提供の面から推進するため、介護サービスとともに、その他の多様な地域資源の情報とを一元化し、介護サービス情報公表システムを活用して、地域包括ケアシステムに関連する情報を一体的に発信すべき



方 向 性

- 高齢者の総合相談から介護サービス等の利用の起点となる地域包括支援センターの情報を追加
- 高齢者の在宅生活を支える生活支援や社会参加に関する情報を追加

2. 利用者のサービス選択支援に向けた取組の推進

- 本制度がより利用者の介護サービス選択を支援できる制度となるため、前回の制度改正で都道府県の裁量で公表を行うことのできる情報が追加されたことや、関連する他施策の動向等を踏まえ、利用者のサービス選択を支援する情報の充実や提供方法の改善を図るべき



方 向 性

- 利用者のための情報の「見える化」の支援
 - ・サービス選択を支援する機能の充実（事業所の特色の充実、比較・検討するための情報提供方法の改善等）
 - ・従業者に関する情報提供の円滑な実施
 - ・キャリア段位等、事業所の主体的な取組に関する情報の充実

※その他、提供されるサービスの透明性確保の観点から、情報公表制度を活用して法定外の宿泊サービスの情報を公表

3. 情報公表制度の利活用を促進

- 国民の求める情報や介護等が必要となる利用者層は、時代とともに変化し入れ替わっていくことを踏まえ、現役世代を含めた制度の継続的な普及・啓発と情報公表システムの定期的な見直しを行っていくべき



方 向 性

- 継続的な普及・啓発の推進
 - ・サービス利用手続の中で行う効果的な普及・啓発
 - ・病院待合室や市役所窓口等で行う高齢世代になる前からの普及・啓発
 - ・地域包括支援センターにおける情報公表システムの利用支援
- 時代のニーズに応じたシステムの構築
 - ・情報の見せ方・可視化の工夫
(情報の入口（概要情報）の工夫、スマートフォンの活用、画像・グラフ・チャートの活用等)

これらの方向性に沿った見直しを実施することで、

⇒地域包括ケアシステムに関連する地域資源を一元的に映し出しながら情報提供

⇒事業所の情報発信機能を強化するとともにサービス選択に資する情報を充実させることで、国民の適切なサービスの選択を促進